

## 東北大学における研究費の適正な運営・管理のための大綱

平成19年10月26日

総 長 裁 定

### (目的)

- 1 本大綱は、国立大学法人東北大学（以下「本学」という。）における研究費の適正な運営・管理体制を構築するための基本方針を示し、もって学内規程等の整備と研究費の不正使用の防止を図ることを目的とする。

### (定義)

- 2 本大綱において、研究費とは運営費交付金、競争的資金、寄付金等のうち、本学で使用する研究等に関わる全ての経費をいう。  
また、研究費の不正使用とは、法令及び研究費を配分した機関（以下「資金配分機関」という。）が定める規程等並びに学内規程等に違反する経費の使用をいう。

### (責任体制)

- 3 本学は、研究費の運営・管理を適正に行うため、最高管理責任者、統括管理責任者、部局責任者及び事務責任者を置き、これを公表する。
  - ① 最高管理責任者は総長とし、大学全体を統括し、研究費の運営・管理について最終責任を負う。
  - ② 統括管理責任者は財務担当の理事または副学長とし、最高管理責任者を補佐し、研究費の運営・管理について大学全体を統括する責任と権限をもつ。
  - ③ 部局責任者は国立大学法人東北大学会計規程（以下「会計規程」という。）第6条に定める予算責任者とし、当該部局における研究費の運営・管理について責任と権限をもつ。
  - ④ 事務責任者は会計規程第7条に定める経理責任者とし、部局責任者の指示のもと、研究費の経理について責任を負う。
  - ⑤ 最高管理責任者は、統括管理責任者及び部局責任者に対して、研究費の運営・管理状況を報告させ、必要に応じて改善措置を命ずるものとする。
  - ⑥ 最高管理責任者は、本学の構成員の行動規範及び不正に係る調査の手続き等を明確に示した規程等を定める。

### (事務処理手続きの明確化・統一化)

- 4 本学は、研究費に係る事務処理手続きに関する学内規程等について、常に見直しを行い、明確かつ統一的な運用を図る。

また、構成員に対して当該規定等の周知徹底を図るとともに、その浸透状況を把握する。

- 2) 研究費の事務処理手続きに関する本学内外からの相談を受け付ける窓口として手続相談窓口を設置する。

(職務権限の明確化)

- 5 本学は、研究費の事務処理に関する権限と責任を明確に定め、それに応じた体制を構築する。

(不正防止計画)

- 6 本学は、最高管理責任者の下に不正防止計画推進に係る部署(※1)を置く。
- 2) 不正防止計画推進に係る部署は、不正を発生させる要因の把握、不正防止計画の策定及び進捗管理を実施する。また、構成員の意識の向上を図るための活動を行う。

(研究費の適正な運営・管理)

- 7 本学は、6. 2)に基づき策定される不正防止計画を踏まえ、実効性のあるチェック体制を構築し、研究費の適正な運営・管理を行う。

(通報等)

- 8 本学は、研究費の不正使用に係る通報を受け付ける窓口を設置する。
- 2) 受付窓口は公益通報者保護法(平成十六年六月十八日法律第百二十二号)に準ずる形で運営する。

(調査等)

- 9 本学は、学内外からの通報及び内部監査等により、研究費の不正使用の調査が必要と認められた場合には、公正な調査を行う。
- 2) 本学は、研究費の不正使用に係る調査体制及び調査結果を最高管理責任者へ報告する体制を整備する。

(モニタリング体制)

- 10 不正の発生の可能性を最小にすることを旨とし、実効性のあるモニタリング体制を以下のとおり整備する。
  - ① 不正防止計画推進に係る部署は、大学全体の視点からモニタリングをする。
  - ② 監査室は、内部監査において、会計書類の形式的要件のチェックのほか、体制の不備の検証についても実施する。
  - ③ 監査室は、不正防止計画推進に係る部署との連携を強化し、不正発生要因に応じた

内部監査を実施する。

- ④ 監査室は、不正防止計画推進に係る部署によるモニタリングが機能しているか否かを内部監査により確認する。
- ⑤ 監査室は、監事及び会計監査人と大学内の不正発生要因や監査の重点項目について情報や意見の交換等を行い連携の強化を図る。

(※1) 研究費の不正防止計画の推進に係る部署については、当分の間、内部統制担当理事または副学長を委員長とする本学の職員及び学外者をもって組織した委員会をもって充てる。